

島根県報

号外第五四号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

規則

目次

- 職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則 (労働政策課) 一
- 訓練手当支給規則の一部を改正する規則 () 二

公布された条例等のあらまし

◇職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則(規則第六二号)

- 一 規則の概要
 - 1 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の施行に伴い、国の職場適応訓練実施要領が改正されたため、帰国被害者等を職場適応訓練対象者に追加することとした。(第二条関係)
 - 2 国の職場適応訓練実施要領の改正に伴い、職場適応訓練費の額を改正することとした。(第十二条関係)
 - 3 その他規定の整備
- 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

◇訓練手当支給規則の一部を改正する規則(規則第六三号)

- 一 規則の概要
 - 1 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の施行に伴い、国の訓練手当支給要領が改正されたため、帰国被害者等を訓練手当支給対象者に追加することとした。(第三条関係)

2 国の訓練手当支給要領の改正に伴い、基本手当日額を改正することとした。(第四条関係)

(第四条関係)

二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

規則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第六十二号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則(昭和四十二年島根県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改める。

第二条第二号中「地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二十一条に規定する職業紹介活動」を「雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第二十五条第一項に規定する広域職業紹介活動」に改め、同条第三号の二中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第四十五号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校を含む。)」に改め、同条第五号中「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十二号)第一条に規定する障害者で症状が安定し就労が可能な状態にあるもののうち」を「障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第六号に規定する精神障害者であつて」に改め、同条第七号中「第一条第一項第八号」を「第一条第一項第七号」に改め、同条第十二号中「(昭和四十九年法律第十六号)」を削り、同条第十五号中「第一条第一項第六号の二」を「第一条第一項第六号」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六 経済社会の変化に対応する円滑な再就職を促進するための雇用対策法等の一部を改正する等の法律(平成十三年法律第三十五号)第一条の規定による廃止前の特定不

況業種等関係労働者の雇用に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号。以下「旧業種雇用安定化法」という。）第十七条第一項に規定する手帳所持者又は施行規則附則第八条若しくは第九条の規定により手帳の発給を受けた者

第二条に次の一号を加える。

十七 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第三条第二項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第三条第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第十二条第一項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第一号中「二万四千百円」を「二万四千元」に、「二万五千百円」を「二万五千元」に改める。

第十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第十四条、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第十六条、旧業種雇用安定化法第十三条若しくは第十四条又は施行規則附則第三条第一項、第四条第一項、第八条若しくは第九条の規定に基づく手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効したとき。

第十五条第五号中「当該職場適応訓練生が求職手帳の発給を受けた者以外の者であるときは、」を削り、「当該」を「職場適応訓練生に対する」に改める。

附則第四項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職場適応訓練委託規則第十二条の規定は、平成十五年四月一日以後に実施した職場適応訓練に係る職場適応訓練費について適用し、同日前に実施した職場適応訓練に係る職場適応訓練費については、なお従前の例による。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六十三号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和四十二年島根県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

十七 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第三条第二項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して五年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの

第四条第二項ただし書中「三千五百四十円」を「三千五百三十円」に改め、同項の表中「三千九百四十円」を「三千九百三十円」に、「三千五百四十円」を「三千五百三十円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の訓練手当支給規則第四条の規定は、平成十五年四月一日以後に受けた職業訓練に係る基本手当の額について適用し、同日前に受けた職業訓練に係る基本手当の額については、なお従前の例による。